

第 6 章 生活福祉

1. 概 説
2. 生活困窮者自立支援制度
3. 生活保護相談の状況
4. 被保護世帯の状況
5. 生活保護法による援護
6. 法外援護
7. 行旅死亡人の取扱い

1. 概 説

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護を受けるためには、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべて生活保護法に優先される。生活保護は世帯単位で行い、国の定める基準により算出される最低生活費と世帯の収入とを比較し、世帯の収入が最低生活費に満たないときにはじめて適用される。

平成27年4月からは、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する新たな支援制度が開始した。この制度は、生活保護に至る前の早期の段階から自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した者が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的としている。生活困窮者の個々の相談に応じ、安定した生活に向けて、仕事や住まい、子どもの学習など、様々な支援を関連機関と連携し、包括的な支援を行うものである。

2. 生活困窮者自立支援制度

本制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者に寄り添い、関係機関と連携しながら相談支援を行う自立相談支援事業と、個々の状況に応じた各種支援事業がある。

(1) 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けたプランの作成等を実施

区 分 \ 年 度	2 7	2 8
新規相談受付件数	914	1,140
プラン作成件数	160	278
電話相談（延べ回数）	942	1,147
面接相談（延べ回数）	1,498	1,480
訪問・同行支援（延べ回数）	237	212
他機関との照会・協議（延べ回数）	699	847

(2) 就労支援事業

生活保護受給者と一体的に実施。

単位：人

区 分 \ 年 度	27	28
支援対象者	873	1,170
生活困窮者	287	479
生活保護受給者	586	691
就労決定者	413	468
生活困窮者	138	213
生活保護受給者	275	255

(3) 住居確保給付金の支給

離職による住宅喪失者等のうち、就労能力及び就労意欲のある者に対し、家賃相当を有期で給付。

○相談・支給状況

単位：人

区 分 \ 年 度	27	28
単身世帯・相談者（支給者）	59 (11)	59 (13)
複数世帯・相談者（支給者）	47 (9)	38 (11)
合計相談人数（支給者）	106 (20)	97 (24)

○支給額

単位：円

区 分 \ 年 度	27	28
単身世帯	1,450,300	2,216,600
複数世帯	2,111,700	2,518,500
合計額	3,562,000	4,735,100

(4) 就労準備支援事業

就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施。
生活保護受給者と一体的に実施。

単位：件

区 分 \ 年 度	27	28
支援対象者	30	48
生活困窮者	11	16
生活保護受給者	19	32

(5) 家計相談支援事業（平成28年度開始事業）

家計に課題のある生活困窮者に対して、平成28年より家計の視点から必要な情報提供や専門的なアドバイス、支援を行う。

単位：件

区 分 \ 年 度	27	28
初回プラン	—	57
再プラン	—	9
合計	—	66

(6) 子供の学習支援事業

貧困の世代間の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の中学生を対象に、子どもの健全育成事業として平成22年度より無料学習教室を開催していた。

平成27年4月からは、生活困窮者自立支援法の事業に位置づけられ、児童扶養手当全部支給世帯も対象に加え実施。

○無料学習教室実施状況

区 分 \ 年 度	2 6	2 7	2 8
対 象 者 数 (人)	320	861	886
定 員 (人)	76	114	155
参 加 者 数 (人)	51	93	110
中学1年生	14	31	41
中学2年生	17	27	40
中学3年生	20	35	29
進 学 者 数 (人)	20	35	29
会 場 数 (ケ 所)	4	6	8

※参加者は、各年度3月の数字

3. 生活保護相談の状況

生活保護申請件数については、減少傾向にあるが、相談内容は多岐にわたっており、5000件を超える状況が続いている。

○相談件数の状況

単位：件

区 分 \ 年 度		2 6	2 7	2 8	
相 談 数 (延 べ 件 数)		5,019	5,586	5,404	
内	生活保護申請	929	819	740	
	生活保護相談	3,003	2,424	2,832	
	入院助産	1	0	0	
訳	婦人相談	701 (一時保護 22)	590 (一時保護 12)	717 (一時保護 26)	
	その他	社協緊急援護	385	285	280
		上記以外のもの	—	1,468	835

4. 被保護世帯の状況

(1) 被保護世帯、人員、保護率の状況

(各年度4月中)

区 分		年 度		
		2 6	2 7	2 8
八王子市	被保護世帯(人)	11,284	11,015	10,507
	被保護世帯(世帯)	8,030	8,055	7,841
保護率 (0/00) ※	全 国	17.0	17.0	16.9
	都	22.1	21.9	21.6
	区 部	23.9	23.7	23.3
	市 部	18.0	18.1	18.0
	八王子市	19.5	19.1	18.2
	武蔵野市	14.2	14.0	13.4
	町田市	17.4	17.6	17.7
	立川市	28.4	27.8	28.2

保護停止中も含む。

「福祉保健局業務統計月報」より

※0/00=パーミル・千人中当たり

(2) 労働力類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位：世帯

区 分		年 度		
		2 6	2 7	2 8
世帯主が就労	※	10.6	11.5	11.4
	常用者	850	922	889
	※	1.0	0.7	0.7
	日雇者	78	59	57
内職	※	0.2	0.2	0.2
		14	13	12
	※	1.0	1.1	1.4
その他		83	85	107
	※	2.9	2.9	2.7
世帯員が就労		230	229	212
就労者がいない	※	84.3	83.7	83.7
		6,760	6,720	6,542
合計	※	100.0	100.0	100.0
		8,015	8,028	7,819

※構成比(%)

「福祉保健局業務報告」より

(3) 世帯類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位：世帯

区 分		年 度	2 6	2 7	2 8
		※	37.8	39.9	41.8
単 身	高 齢 者	※	3,032	3,205	3,265
	傷病・障害者	※	1,826	1,809	1,744
	そ の 他	※	1,013	987	976
2 人 以 上	高 齢 者	※	428	445	446
	母 子	※	737	681	559
	傷病・障害者	※	363	330	281
	そ の 他	※	616	571	548
合 計	※	8,015	8,028	7,819	

※構成比(%)

「福祉保健局業務報告」より

(4) 保護開始理由別分類

単位：件

年度		26	27	28
区分				
1	※	24.6	22.1	25.2
世帯主の傷病		219	173	177
2	※	0.7	0.6	0.6
世帯員の傷病		6	5	4
	※	1.9	1.8	2.1
就労者の死亡 離別不在		17	14	15
	※	9.6	13.7	11.3
1. 2に該当しない 稼働収入の減少・喪失		85	107	79
	※	55.3	53.5	43.8
年金・仕送り等の 減少・喪失		492	418	307
	※	8.0	8.3	17.0
その他		71	65	119
合計	※	100.1	100.0	100.0
合計		890	782	701

※構成比(%)

(5) 保護開始世帯類型別分類

単位：世帯

年度		26	27	28
区分				
	※	27.0	27.6	32.4
高齢者		240	216	227
	※	7.6	7.4	6.7
母子		68	58	47
	※	35.7	35.0	35.4
傷病・障害者		318	274	248
	※	29.7	29.9	25.5
その他		264	234	179
合計	※	100.0	99.9	100.0
合計		890	782	701

※構成比(%)

(6) 保護開始労働力類型別分類

平成27年度をもって統計を廃止した。

区 分		年 度	
		2 6	2 7
世帯主が就労	※	2.8	2.8
	常 用 者	25	22
	※	0.1	0.8
	日 雇 者	1	6
	※	0.0	0.3
内 職	※	0	2
	※	1.8	2.3
そ の 他	※	16	18
	※	0.8	1.2
世帯員が就労		7	9
※		94.5	92.7
就労者がいない		841	725
※		100.0	100.1
合 計		890	782

※構成比(%)

(7) 保護廃止理由別分類

単位：世帯

区 分		年 度		
		2 6	2 7	2 8
1	※	0.2	0.5	0.0
	世帯主の傷病治癒	2	5	0
死 亡 ・ 失 踪	※	36.5	40.0	41.9
	※	315	376	342
1に該当しない稼働収入の増加	※	14.8	19.2	18.5
	※	128	181	151
年金・仕送り等の増加	※	3.7	4.4	2.3
	※	32	42	19
そ の 他	※	44.8	35.8	37.4
	※	387	337	306
※		100.0	99.9	100.1
合 計		864	941	818

※構成比(%)

(その他は転出・引取り等)

5. 生活保護法による援護

(1) 生活保護費の支給

単位：千円

区 分		年 度		
		2 6	2 7	2 8
生活扶助	延人数(人)	141,392	130,968	105,580
	金 額	6,683,795	6,354,903	6,084,524
住宅扶助	延世帯(世帯)	82,530	81,850	79,440
	金 額	3,527,815	3,487,528	3,357,227
教育扶助	延人数(人)	10,280	9,099	7,459
	金 額	105,177	94,278	79,999
介護扶助	延人数(人)	41,796	43,027	50,113
	金 額	432,614	427,076	398,341
医療扶助	延人数(人)	236,129	239,758	233,556
	金 額	9,027,515	9,203,071	9,277,718
出産扶助	延人数(人)	2	0	0
	金 額	631	0	0
生業扶助	延人数(人)	408	382	308
	金 額	62,923	51,977	43,588
葬祭扶助	延人数(人)	234	258	258
	金 額	48,958	52,841	52,102
就労自立給付金	延人数(人)	26	68	53
	金 額	1,771	4,394	3,587
保護施設 事務費	延人数(人)	731	779	888
	金 額	130,471	143,154	159,051
合計	金 額	20,021,670	19,819,222	19,456,137

(2) 医療券等の発行

平成27年度をもって統計を廃止した。

単位：件

区 分		年 度	
		2 6	2 7
外	来	134,069	130,385
入	院	11,859	11,816
歯	科	22,729	22,341
治	療 材 料	578	520
施	術	1,405	1,225
移	送	6,695	6,907
薬	局	110,045	107,801
訪	問 看 護	844	1,093
合 計		288,224	282,088

(3) 医療扶助受給者数

(各年度4月中)単位：人

区 分		年 度		
		2 6	2 7	2 8
入	※ 精 神	5.9	6.1	6.3
	466	477	455	
院	※ 一 般 疾 病	2.4	2.6	2.9
	192	206	211	
院	※ 計	8.3	8.7	9.2
	658	683	666	
入	※ 精 神	0.6	0.5	0.3
	49	38	23	
院	※ 一 般 疾 病	91.1	90.8	90.5
	7,243	7,125	6,588	
外	※ 計	91.7	91.3	90.8
	7,292	7,163	6,611	
合	※ 計	100.0	100.0	100.0
	7,950	7,846	7,277	

※構成比(%)

「福祉保健局業務報告」より

6. 法外援護

(1) 学童服・運動衣代の支給

生活保護法による被保護学童・生徒に対し、その就学を奨励し、もって被保護者世帯の自立更正を援助するため「こどもの日」の行事の一環として、学童服代等を支給している。

○支給状況

区 分		年 度			
		2 6	2 7	2 8	
学 童 服	人 員	小学生 (人)	442	421	343
		中学生 (人)	201	199	190
	単 価 (円)		11,000	11,000	11,000
	支給額 (千円)		7,073	6,820	5,863
運 動 衣	人 員	小学生 (人)	513	470	342
		中学生 (人)	316	290	254
	単 価 (円)		4,000	4,000	4,000
	支給額 (千円)		3,316	3,040	2,384

(支給額の千円未満四捨五入)

(2) 夏季健全育成費の支給

生活保護法による被保護学童・生徒に対して、夏季休暇中の臨海・林間学校等に参加する費用を負担し、それらの者の心身の健全な育成を図るために支給している。

○支給状況

区 分		年 度		
		2 6	2 7	2 8
人 員	小学生 (人)	522	465	384
	中学生 (人)	320	289	276
単 価 (円)		3,000	3,000	3,000
支 給 額 (千円)		2,526	2,262	1,980

(支給額の千円未満四捨五入)

(3) 修学旅行支度金の支給

生活保護法による保護を受けている小学校5・6年生または中学校3年生が修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、学童・生徒の修学を助け、もって本人及び世帯の自立助長を図るために支給している。

○支給状況

区 分		年 度		
		2 6	2 7	2 8
小学 6 年生	人 員 (人)	95	100	74
	単 価 (円)	4,000	4,000	4,000
	支 給 額 (千円)	380	400	296
中学 3 年生	人 員 (人)	106	85	98
	単 価 (円)	8,000	8,000	8,000
	支 給 額 (千円)	848	680	784
合 計	人 員 (人)	201	185	172
	支 給 額 (千円)	1,228	1,080	1,080

(支給額の千円未満四捨五入)

(4) 生活保護自立促進事業

生活保護者または生活保護世帯に対して、自立支援に要する経費の一部を支給することにより、自立助長を図るために支給している。平成17年度から実施。

○支給状況

単位：千円

区 分		年 度		
		2 6	2 7	2 8
就労支援費		34	0	102
社会参加活動費		0	0	0
高齢者等生活環境改善事業		248	551	1,831
生活支援事業		494	130	52
債務整理援助事業		0	0	0
住宅契約関係費		918	1,070	1,012
健康増進費		0	0	0
次世代支援		301	344	255
高齢者支援適正化推進費		0	0	0
事業移行準備		0	0	0
支 給 額		1,995	2,095	3,252

7. 行旅死亡人の取扱い

単位：人

	26	27	28
男	8	13	18
女	1	5	3
不詳	0	0	0
合計	9	18	21